

平成 28 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社フジタコーポレーション
 代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 博章
 (コード：3370、東証 J A S D A Q)
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 清 水 清 作
 (TEL. 0144-84-8888)

第三者割当による優先株式の発行、臨時株主総会招集のための基準日設定 及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、①株式会社ダスキン（以下「ダスキン」といいます。）に対して第三者割当により当社A種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本件第三者割当」といいます。）、②平成 29 年 3 月 8 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集するために基準日を設定すること、並びに③本臨時株主総会に、A種優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案、及びA種優先株式の発行に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、A種優先株式の発行は、本臨時株主総会において、上記の定款の一部変更に係る議案、及びA種優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件としております。

記

I. 第三者割当によるA種優先株式の発行

1. A種優先株式の概要

(1) 払込期日	平成 29 年 3 月 15 日
(2) 発行新株式数	100,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,000 円
(4) 調達資金の額	100,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、ダスキンに全株式を割り当てます。
(6) その他	A種優先株式の詳細は別紙1「A種優先株式発行要項」とおりですが、その概要は以下のとおりです。 A種優先株式の優先配当金は、1株当たり1,000円に、2%の配当年率を乗じて算出した額としており、A種優先株式の株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 A種優先株式の配当につき、累積・非参加条項を定めております。 A種優先株式には、議決権がありません。 A種優先株式には、平成31年4月1日を取得請求期間の開始日とし、金銭を対価とする取得請求権及び当社取締役会の決議で別に定める日を取得日とし、金銭を対価とする取得条項が付されております。

	A種優先株式の発行は、本臨時株主総会において、定款の一部変更に係る議案及びA種優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件としております。
--	--

2. 募集の目的及び理由

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び非連結子会社1社、並びにその他の関係会社1社により構成されており、飲食部門（フランチャイジー事業12業態及びオリジナルブランド事業3業態）は、飲食店舗の運営を、物販部門（フランチャイジー事業3業態及びオリジナルブランド事業1業態）は、商品の販売及びインターネットカフェの運営を主たる業務としております。

飲食業界においては、お客様の購買活動が大きく変化し、しかもそのスピードは相当に早いため、先行きが見通し難い状況にあります。また、競合他社のみならず他業種他業態との顧客獲得競争が激化する等、経営環境はより厳しさを増しております。そのような環境下で、当社は、新たな成長事業を見出して経営資源を投入すること、及び停滞している既存事業を立て直すことが喫緊の課題であると認識しております。

このような状況を踏まえ、成長の見込める新たな事業に取り組むため、当社は、株式会社アスラポート・ダイニングと平成28年3月10日付で業務資本提携契約を締結いたしました。新規事業として、フランチャイザーとしての店舗展開を目指し、オリジナルブランドであるかつ井・天井の「かつてん」のフランチャイズパッケージ開発等を共同で進めております。一方、既存事業については、客数及び客単価の向上のために、商品・サービス・販促施策の向上及び店舗内外の環境の維持管理に努めてまいりました。しかしながら、平成29年3月期第2四半期累計期間の業績は、売上高2,402百万円（前年同四半期比6.6%減）、営業利益1百万円（同97.6%減）、経常損失23百万円（前年同四半期、経常利益45百万円）、四半期純損失21百万円（前年同四半期、四半期純利益44百万円）となりました。

既存事業については、当社の主力ブランドである「ミスタードーナツ」を立て直すことが最大の課題であります。近年では「ミスタードーナツ」の売上が減少傾向にあるため、当社の業績に悪影響が生じておりますが、コンビニエンスストアのスイーツ類の質・量の充実や海外スイーツショップの相次ぐ上陸等により、競争環境はますます厳しくなるものと予想されます。このような中、当社が、フランチャイザーであるダスキンに協力を要請したところ、同社より、「ミスタードーナツ」店舗の改装関連費用を資金使途とする本件第三者割当のご提案をいただきました。そこで、当社は、かかる提案について慎重に検討を重ねた結果、当社の業績を回復させるためには、ダスキンから出資その他の協力を得て、主力ブランドである「ミスタードーナツ」の売上減少傾向に歯止めをかけることが必須であると判断し、同社を割当予定先として、本件第三者割当を行うことといたしました。

また、資金調達方法に関しては、当社の財政状態に鑑みて、公募増資、株主割当増資及び借入等の他の方法よりも確実性が高い資金調達が可能な第三者割当増資による方法が最善であり、さらに、議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項も付されていないため希薄化が発生しない、A種優先株式の発行が、既存普通株主の皆さまにとっても最善の方法であると考えに至ったため、ダスキンを割当予定先として、本件第三者割当を実施することといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	100,000,000円
② 発行諸費用の概算額	6,500,000円
③ 差引手取概算額	93,500,000円

※ 発行諸費用の概算額は、登録免許税、A種優先株式の価値算定費用、弁護士費用等を見込んでおります。また、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

A種優先株式の発行により調達した差引手取概算額については、早期に、当社の主力ブランドである「ミスタードーナツ」の売上減少傾向に歯止めをかける目的で、平成29年3月から平成31年3月まで

の間にその全額を、当社が展開する「ミスタードーナツ」26店舗のうち、2～10店舗の改装関連費用として用いる予定であります。なお、改装の対象となる店舗等の詳細は、今後ダスキンと協議して決定する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当により調達する資金は、「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社の主力ブランドである「ミスタードーナツ」店舗の改装関連費用に全額充当する予定であります。当社の業績を回復させるためには、割当予定先であるダスキンから出資その他の協力を得て、主力ブランドである「ミスタードーナツ」の売上減少傾向に歯止めをかけることが必須であると考えられるところ、当該資金は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては株主価値の向上につながるが見込まれるため、資金使途として合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、A種優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル9階、代表者 能勢元 氏）（以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。）にA種優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、A種優先株式の株式価値算定報告書（以下「本価値算定報告書」といいます。）を受領しております。東京フィナンシャル・アドバイザーズは、A種優先株式が普通株式への転換権が付与されていないことから、優先権に着目した評価において一般的な算定方式を用いてA種優先株式の公正価値を算定しております。本価値算定報告書においては、A種優先株式は、1株当たり879円～1,075円とされております。

当社としては、本価値算定報告書に算定結果として記載された公正価値のレンジ内であることを踏まえて、A種優先株式の払込金額は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ることから、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、A種優先株式の発行については、本臨時株主総会において、会社法第199条第2項に基づく特別決議による株主の皆様のご承認を頂く予定です。

なお、本取締役会出席の当社監査役全員も同様に、東京フィナンシャル・アドバイザーズによる本価値算定報告書を勘案し、A種優先株式の払込金額は本価値算定報告書に記載されたA種優先株式の公正価値のレンジ内にあるため、本件第三者割当は有利発行に該当しないとの見解を示しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を100,000株発行することにより、総額100,000,000円を調達いたしますが、前述の資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種優先株式には議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておられません。したがって、A種優先株式を発行した結果、既存普通株主の皆さまに対し希薄化の影響が生じることはないため、A種優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名	称	株式会社ダスキン	
(2)	所	在	地	大阪府吹田市豊津町1番33号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山村 輝治		

(4)	事業内容	フランチャイズ方式を中心に、ダストコントロール商品のレンタル及びフードサービス事業の展開		
(5)	資本金	11,352百万円（平成28年9月30日現在）		
(6)	設立年月日	昭和38年2月4日		
(7)	発行済株式数	普通株式 57,494,823株（平成28年9月30日現在）		
(8)	決算期	3月		
(9)	従業員数	3,538名（連結）（平成28年3月31日現在）		
(10)	主要取引先	一般顧客、フランチャイズ加盟店		
(11)	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行		
(12)	大株主及び持株比率 （平成28年9月30日）	ダスキン働きさん持株会	3.32%	
		日本製粉株式会社	3.13%	
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	2.73%	
		小笠原 浩方	2.63%	
		三井物産株式会社	2.55%	
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	2.52%	
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口9）	1.81%	
		ダスキンFC加盟店持株会	1.81%	
		株式会社三井住友銀行	1.46%	
		日本水産株式会社	1.36%	
(13)	当事会社との関係			
	資本関係	当社は、割当予定先の普通株式 7,700株（発行済株式数の0.01%）を保有しております（平成28年9月30日現在）。割当予定先は、当社の普通株式 45,100株（発行済株式数の3.12%）を保有しております（平成28年9月30日現在）。		
	人的関係	該当ございません。		
	取引関係	当社は、割当予定先と締結しているフランチャイズ契約に基づいて、「ミスタードーナツ」店舗をフランチャイジーとして展開しております。		
	関連当事者への 該当状況	該当ございません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状況（単位：百万円。特記しているものを除きます。）			
	決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
	連結純資産	151,903	155,196	143,648
	連結総資産	202,778	198,475	190,322
	1株当たり連結純資産（円）	2,446.24	2,544.09	2,569.53
	連結売上高	167,745	167,987	165,203
	連結営業利益	6,641	5,067	5,372
	連結経常利益	8,322	7,083	6,707
	親会社株主に帰属する当期純利益	4,448	3,441	2,983
	1株当たり連結当期純利益（円）	71.13	56.19	52.18
	1株当たり配当金（円）	60.00	40.00	40.00

※割当予定先であるダスキンは株式会社東京証券取引所第一部市場に上場しており、会社の履歴、役員、

主要株主等について有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。これらに加え、ダスキンは、株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の中で、反社会的勢力との関係を一切持たない旨の宣言をしております。

以上から、当社は、割当予定先であるダスキンの、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、割当予定先と締結しているフランチャイズ契約に基づいて、「ミスタードーナツ」店舗をフランチャイジーとして展開しており、「ミスタードーナツ」が当社の主力ブランドとなっておりますが、近年では「ミスタードーナツ」の売上が減少傾向にあるため、当社の業績に悪影響が生じております。このような中、当社が割当予定先に要請したところ、割当予定先より、「ミスタードーナツ」店舗の改装関連費用を資金用途とする本件第三者割当のご提案をいただきました。そこで、当社は、かかる提案について慎重に検討を重ねた結果、当社の業績を回復させるためには、割当予定先であるダスキンの出資その他の協力を得て、主力ブランドである「ミスタードーナツ」の売上減少傾向に歯止めをかけることが必須であると考えに至ったため、同社を割当予定先として、本件第三者割当を行うことといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、原則としてA種優先株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を受けており、さらに割当予定先が関東財務局に平成28年6月27日に提出した有価証券報告書及び平成28年11月11日に提出した第2四半期報告書に記載の売上高、純資産、現預金等の規模を確認する等し、払込期日までにA種優先株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前 (平成28年9月30日現在)		募集後
株式会社アスラポート・ダイニング	25.86%	同左
藤田 博章	15.60%	
株式会社ベビーフェイス	3.71%	
GMOクリック証券株式会社	3.71%	
株式会社ダスキンの	3.12%	
藤田 健次郎	3.04%	
藤田 竜太郎	3.01%	
株式会社ラックランド	2.95%	
フジタコーポレーション従業員持株会	2.74%	
福室 太郎	2.59%	

(2) A種優先株式

募集前 (平成28年9月30日現在)		募集後
該当なし		株式会社ダスキンの 100.00%

8. 今後の見通し

本件第三者割当による当社の平成29年3月期の業績に与える影響は軽微であります。中長期的には、

「ミスタードーナツ」事業の業績が回復することにより、当社の収益基盤の安定化が図れ、企業価値の向上に寄与するものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単位：千円。特記しているものを除きます。）

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	6,377,772	5,640,223	5,149,183
営業利益	80,445	109,529	94,440
経常利益	△3,542	51,055	55,368
当期純利益	△350,469	△145,195	43,362
1株当たり当期純利益（円）	△393.08	△154.43	42.92
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	23.67	△58.17	103.92

(注) 平成25年10月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当該株式分割を考慮し、遡及して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を調整しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年12月28日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,446,400株	100.00%

(注) 平成28年12月28日時点において、潜在株式はありません。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始値	620円	600円	463円
高値	1,010円	700円	2,143円
安値	500円	417円	359円
終値	600円	464円	2,143円

(注) 平成25年10月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当該株式分割を考慮し、遡及して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を調整しております。

②最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	977円	1,414円	965円	847円	856円	831円
高値	1,114円	1,668円	1,060円	1,119円	952円	846円
安値	690円	877円	824円	819円	787円	753円
終値	1,114円	1,010円	837円	860円	833円	766円

③発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 12 月 27 日
始 値	718 円
高 値	718 円
安 値	701 円
終 値	701 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

(1) 払込期日	平成 26 年 9 月 17 日
(2) 調達資金の額	45,028,200 円 (差引手取額 44,300,632 円)
(3) 発行価額	1 株につき 497 円
(4) 募集時における発行済株式数	891,600 株
(5) 当該募集による発行株式数	90,600 株
(6) 募集後における発行済株式総数	982,200 株
(7) 割当先及び割当株数	株式会社ダスキン 30,100 株 株式会社ラックランド 20,100 株 株式会社ランシステム 20,100 株 藤田 博章 10,300 株 株式会社ベビーフェイス 10,000 株
(8) 発行時における当初の資金使途	既存店舗の改装、設備の入替及び新規出店に係る投資資金
(9) 発行時における支出予定時期	平成 26 年 10 月から平成 27 年 3 月までの間
(10) 現時点における充当状況	上記使途に充当いたしました。

・第三者割当増資

(1) 払込期日	平成 27 年 12 月 25 日
(2) 調達資金の額	38,695,800 円 (差引手取額 37,964,932 円)
(3) 発行価額	1 株につき 429 円
(4) 募集時における発行済株式数	982,200 株
(5) 当該募集による発行株式数	90,200 株
(6) 募集後における発行済株式総数	1,072,400 株
(7) 割当先及び割当株数	藤田 博章 46,600 株 株式会社ベビーフェイス 43,600 株
(8) 発行時における当初の資金使途	既存店舗の改装及び設備の入替に係る投資資金
(9) 発行時における支出予定時期	平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月までの間
(10) 現時点における充当状況	上記使途に一部充当しております。

・第三者割当増資

(1) 払込期日	平成 28 年 3 月 28 日
(2) 調達資金の額	149,974,000 円 (差引手取額 146,974,000 円)
(3) 発行価額	1 株につき 401 円
(4) 募集時における発行済株式数	1,072,400 株
(5) 当該募集による発行株式数	374,000 株
(6) 募集後における発行済株式総数	1,446,400 株
(7) 割当先及び割当株数	株式会社アスラポート・ダイニング 374,000 株

(8) 発行時における当初の資金使途	新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発
(9) 発行時における支出予定時期	平成28年4月から平成30年3月までの間
(10) 現時点における充当状況	上記使途に一部充当しております。

1.1. 発行要項

別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

II. 臨時株主総会招集のための基準日設定

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成29年3月8日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定させるため、平成29年1月13日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日： 平成28年12月29日
- (2) 基準日： 平成29年1月13日
- (3) 公告方法： 電子公告（当社ホームページ <http://www.fujitacorp.co.jp> に掲載いたします。）

2. 臨時株主総会開催予定日

平成29年3月8日（予定）

3. 臨時株主総会付議議案について

本臨時株主総会においては、A種優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案、及びA種優先株式の発行に係る議案を付議することを予定しております。詳細は平成29年2月下旬発送予定の臨時株主総会招集ご通知にてお知らせいたします。

III. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

A種優先株式の発行を可能とするために、A種優先株式に関する定款規定を新設するとともに、その他の文言の修正及び追加等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙2「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成28年12月28日 |
| (2) 臨時株主総会基準日 | 平成29年1月13日 |
| (3) 臨時株主総会開催日 | 平成29年3月8日（予定） |
| (4) 定款変更の効力発生日 | 平成29年3月8日（予定） |

以 上

A種優先株式発行要項

1. 株式の名称

株式会社フジタコーポレーションA種優先株式（以下「A種優先株式」という。）

2. 募集株式の種類及び数

A種優先株式 100,000 株

3. 募集株式の払込金額

1株につき、1,000円

4. 増加する資本金及び資本準備金

会社計算規則第14条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（1円未満切り上げ）を資本金に計上し、その余を資本準備金とする。

5. 払込期日

平成29年3月15日（水）

6. 発行方法

第三者割当の方法により、次のとおり割り当てる。

株式会社ダスキン 100,000株

7. 剰余金の配当

(1) 優先期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当会社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）に、以下に定める配当率（以下「優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「優先期末配当金」という。）の配当を行う。なお、優先期末配当金に、各A種優先株主等の保有に係る優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、既に同じ事業年度中に定められた基準日によりA種優先株主等に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 優先配当率

優先配当率は、2%とする。

(3) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う金銭による剰余金の配当額が優先期末配当金の額に達しないときは、当該不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、当該事業年度以降に係る普通株主等に先立ち、A種優先株主等に対して配当を行う。

(4) 非参加条項

当社は、A種優先株主等に対し、優先期末配当金の額を超えて配当財産を交付しない。

8. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において一切の議決権を有しない。

9. 種類株主総会の決議

(1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) A種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定に基づく種類株主総会の決議を要しない。

10. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種優先株主は、平成31年4月1日以降、毎年、6月、9月、12月又は3月の最後の営業日を取得請求日として、当社に対し、金1千万円単位の取得対価たる金銭の額を目安として、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（かかる取得の請求を以下「金銭対価取得請求」という。）、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）を乗じて得られる額の金銭を交付する。なお、営業日とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。但し、当該取得請求日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて金銭対価取得請求が行われた場合、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかったA種優先株式については、当該金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

(2) 金銭対価取得請求の方法

A種優先株主は、金銭対価取得請求を行う場合、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数その他必要事項を明示した上で、取得請求日の属する月の1日（営業日でない場合には翌営業日）までに、次号に定める取得請求受付場所において当該取得請求を行わなければならない。

(3) 取得請求受付場所

株式会社フジタコーポレーション 総務部

11. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種優先株式の発行後、当社取締役会の決議で別に定める日が到来したときは、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、比例按分の方法により、当社の取締役会が決定する。

12. 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

1 3. 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

(2) 当社は、A種優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種優先株主に対しては、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。

1 4. 非上場

A種優先株式は、非上場とする。

1 5. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要になる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

1 6. その他

上記各号は、A種優先株式の発行に必要な手続が完了していることを条件とする。

以 上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 3,462,000株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 3,462,000株とし、<u>発行可能種類株式総数は、普通株式が3,362,000株、A種優先株式が100,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 A種優先株式</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(A種優先株式)</u></p> <p><u>第11条の2</u> <u>当社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p><u>1. 剰余金の配当</u></p> <p><u>(1) 優先期末配当金</u> <u>当社は、剰余金の期末配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)</u><u>又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。)</u><u>に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u><u>又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)</u><u>に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当会社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。)に、以下に定める配当率(以下「優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「優先期末配当金」という。)の配当を行う。なお、優先期末配当金に、各A種優先株主等の保有に係る優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、既に同じ事</u></p>

業年度中に定められた基準日によりA種優先株主等に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 優先配当年率

優先配当年率は、2%とする。

(3) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う金銭による剰余金の配当額が優先期末配当金の額に達しないときは、当該不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、当該事業年度以降に係る普通株主等に先立ち、A種優先株主等に対して配当を行う。

(4) 非参加条項

当社は、A種優先株主等に対し、優先期末配当金の額を超えて配当財産を交付しない。

2. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において一切の議決権を有しない。

3. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成31年4月1日以降、毎年、6月、9月、12月又は3月の最後の営業日を取得請求日として、当社に対し、金1千万円単位の取得対価たる金銭の額を目安として、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（かかる取得の請求を以下「金銭対価取得請求」という。）、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）を乗じて得られる額の金銭を交付する。但し、当該取得請求日において、会社法第461条第2項で規定される分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当社が取得すべきA種優先株式は当社取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかったA種優先株式については、当該取得の請求がなされなかったものとみなす。

4. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種優先株式の発行後、当社取締役会の決議で別に定める日が到来したときは、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得する

	<p>のと引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当会社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、比例按分の方法により、当会社の取締役会が決定する。</p> <p><u>5. 譲渡制限</u> A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社取締役会の承認を要する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u> 第11条の3 当会社は、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。 ② 当会社は、A種優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ③ 当会社は、A種優先株主に対しては、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。</p>
<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 定時株主総会と同日に開催される種類株主総会については、前項の規定を準用する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会)</u> 第17条の2 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 ② 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定に基づく種類株主総会の決議についてこれを準用する。 ③ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定に基づく種類株主総会の決議についてこれを準用する。 ④ 当会社が、会社法第322条第1項</p>

	<p><u>各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>⑤ <u>A種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定に基づく種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
--	---

以 上